

令和6年4月16日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社泰進建設 北海道札幌市中央区北2条東2-1-16

令和6年4月16日～令和6年4月29日（2週）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である（株）泰進建設の従業員は、令和4年1月19日に札幌市内で施工した一般工事において、建築中の建物の天井や足場が崩れ、作業員が下敷きになり死亡する事故を発生させたことから、令和6年3月28日に札幌区検から業務上過失致死罪により略式起訴された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第8号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

| 措置要件 | 地域及び期間 |
|--|-----------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。 | 発生地域について当該認定をした日から2週間以上2月以内 |

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上